

## 平成 30 年度地方分権改革に関する提案募集への提案項目について

平成 30 年 5 月 24 日  
本 部 事 務 局

国の地方分権改革推進本部が実施する地方分権改革に関する提案募集に対して、関西広域連合から以下の提案を行う。

### 1 対応方針

#### <基本的な考え方>

- 関西広域連合の存在感を発揮するとともに、広域連合の取組の発展・充実化を図るため、関西全体の共通課題の解決に資する大括りの提案等を行う。
- 「府県」、「政令市」に移譲されるべき性質・内容の事務・事業であっても、各府省が広域的な視点での実施が必要として移譲を認めないものなどは、広域連合への提案候補として検討を行う。
- 具体の事務執行までには体制整備が可能であるため、現状の組織体制にはこだわらず、提案を行うこととする（移譲後の執行体制は並行して検討）。

#### <再提案>

- 昨年度提案したが、「実現できなかったもの」及び「内閣府と各府省との間で調整対象とされなかったもの（改めて具体的な支障事例等が示された場合等に調整対象とする提案）」については、支障事例を含め提案内容等について必要な見直しを行ったうえで、再度提案に向けた検討を行う。

#### <共同提案>

- 構成団体からの提案についても共同して提案できるよう、関西広域連合が中心となって調整を行う。

### 2 関西広域連合からの提案候補

別紙参照

- (1) 大括りの提案を含めた18項目の提案を予定
- (2) 構成団体が行う提案で、全ての構成団体の意向がまとまったものについては、広域連合としても共同提案を行うこととする。

### 3 募集期間

平成30年 2月20日(火)～6月5日(火)

### 4 スケジュール

- |             |                                       |
|-------------|---------------------------------------|
| 2月20日～5月15日 | ○内閣府との事前相談                            |
| ～6月4日       | ○構成団体の提案に関する共同提案の調整                   |
| 6月5日        | ○内閣府に提案（共同提案については、提案団体から提案）           |
| 6月下旬～7月上旬   | ○内閣府から関係府省へ検討要請                       |
| 8月上旬～下旬     | ○所管府省からの第1次回答、提案団体への意見照会（提案団体から意見を提出） |
| 9月上旬～中旬     | ○関係府省への再検討要請                          |
| 10月上旬～11月中旬 | ○内閣府と関係府省との最終調整                       |
| 12月中下旬      | ○地方分権改革推進本部、閣議（対応方針の決定）               |



関西広域連合からの提案候補概要

提案項目	提案内容
<b>関西圏域の総合的な形成と土地利用・整備・保全を一体的に推進するための事務権限（①～⑧）</b>	
①国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、広域地方計画協議会への関西広域連合の参画、策定権限の関西広域連合へ移譲を求める。
②国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権*の付与を求める。 *広域地方計画協議会の構成員ではない区域内の市町村は、素案を添えて広域計画の策定又は変更を国に提案することができる。
③近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲等	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。
④近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与	近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会*の付与を求める。 *近畿圏整備計画の策定及び変更に当たり、関係府県及び関係指定都市は、国からの意見聴取の対象とされている。
⑤複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。
⑥複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。
⑦国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限（連合域内の山陰海岸国立公園）について、関西広域連合への移譲を求める。
⑧国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国定公園に関する公園計画の決定等権限について、府県への移譲を基本としつつ、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。
<b>二地域にまたがる国出先機関等の事務権限の移譲（⑨）</b>	
⑨流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律等（他 14 法律）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国出先機関の事務権限のうち、府県域を越えることから国の出先機関の事務となっているもの</li> <li>・ 許認可権者が国と府県（複数の府県域は国、一の府県域は府県）に分かれており、国と府県が同じ事務を処理しているもの以上の2つの条件を満たすものについて、法律に規定されている国の事務権限を関西広域連合に移譲すること求める。</li> </ul> <p>【対象法律（全 15 法律）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律</li> <li>②伝統的工芸品産業の振興に関する法律</li> <li>③中小企業等経営強化法</li> <li>④液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（販売事業）</li> <li>⑤液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（保安業務等）</li> <li>⑥電気工業の業務の適正化に関する法律</li> <li>⑦高圧ガス保安法、⑧火薬類取締法、⑨建設業法、⑩宅地建物取引業法</li> <li>⑪不動産の鑑定評価に関する法律、⑫土地収用法、⑬建築基準法</li> <li>⑭大深度地下の公共的使用に関する特別措置法</li> <li>⑮土壌汚染対策法</li> </ul>

提案項目	提案内容
<b>個別提案項目（⑩～⑱）</b>	
⑩准看護師籍登録等事務の見直し <b>新規</b>	准看護師の籍訂正等に係る申請については、「就業地の都道府県知事を経由しなければならない」とされているが、実情を踏まえ、運用の弾力化を図るため、就業地の経由を必須条件としないことへの見直しを求める。
⑪調理師試験受験資格の緩和 <b>新規</b>	調理師試験の受験資格として定められている学歴要件（新制中学校を卒業している者。又はこれと同等以上の学力を有する者。）について、受験者の利便性の向上及び試験事務従事者の負担軽減を図るため、撤廃することを求める。
⑫製菓衛生師試験受験資格の緩和 <b>新規</b>	製菓衛生師試験の受験資格として定められている学歴要件（新制中学校を卒業している者。又はこれと同等以上の学力を有する者。）について、受験者の利便性の向上及び試験事務従事者の負担軽減を図るため、撤廃することを求める。
⑬通訳案内士登録業務の見直し <b>新規</b>	通訳案内士登録の際に提出を求めている書類について、申請者の利便性の向上及び行政の効率化を図る観点から見直しを求める。
⑭広域地方計画協議会の事務局機能の移管	<p>関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。関西広域連合が事務局機能を担うことにより、各行政分野の調整を一元的に行うことが可能となり行政の効率化を図ることが見込めることから、協議会の事務局機能を広域連合に移管することを求める。</p> <p><b>【協議会の設置目的】</b></p>
⑮港湾広域防災協議会の事務局機能の移管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域地方計画協議会 近畿圏の広域地方計画の策定及びその実施に関し必要な事項を協議するための協議会</li> <li>・ 港湾広域防災協議会 複数の港湾にまたがる広域災害時に港湾機能を継続するため、必要な事項を協議し、広域災害発生時に各機関が連携して必要な対応を行うための協議会</li> </ul>
⑯国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことからその見直しや要請を行ったときは、協議に応じるべきことを求める。
⑰広域連合の規約変更における大臣許可手続きの弾力化	広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するにあたり、当該事務が国の行政機関の長の権限に属さない場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること。
⑱災害救助の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止	災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実にすることを求める。

※ 提案項目番号⑩～⑬は、今年度初めて提案するもの。

## □ 提案募集方式の見直し等について

現在の提案募集方式では、地方分権改革に対する各府省の消極的な姿勢もあり、国からの大括りの事務・権限の移譲ではなく、個別事務の改善にとどまっている状況である。

そのため、広域連合においては、平成30年度の国への予算提案において、地方に事務・権限を委ねることによる特段の支障等を国が立証できない限り移譲・見直しを実行する方向で取組を進めるなどの提案募集方式の見直しや権限移譲に係る実証実験制度の創設など地方分権改革の新たな推進手法を国に対して提案してきたところである。今年度についても、引き続き内閣府に提案を行っていく。

### <提案募集方式の見直しについて>

#### 1 「大括り」の権限移譲及び国側の支障事例の立証等

提案募集方式について、自立分権型社会を実現するといった観点から、限定的な事務・権限の見直し等に留まることなく、関連する事務・権限を一括して移譲するなど「大括り」な分権改革を進める方策を検討すること。なお、検討に当たっては、次の点に留意すること。

- ① 地方に事務・権限を委ねることによる特段の支障等を国が立証できない限り移譲・見直しを実行する方向で取組を進めること。
- ② 全国一律の事務・権限の移譲にこだわらず、提案団体を含め、希望する地方自治体への選択的な移譲を積極的に進めること。

#### 2 地方分権改革有識者会議の機能強化

地方分権改革推進委員会と同様に、地方分権改革有識者会議を地方分権改革推進本部から独立した機関として、国と地方の関係を再構築する観点から、内閣総理大臣に対し提案への対応方針に係る勧告を行える権能を付与すること。そして、国が地方に事務・権限を委ねることによる特段の支障等を立証できない限り、勧告を行うこと。また、当該審査に当たっては、広域連合長を含む地方側の代表者から意見を聴く仕組みを設けること。

#### 3 広域連合への権限移譲の検討

- ① 広域行政課題に適切かつ効果的に対応し、国からの事務・権限の移譲の受入体制を整備するという広域連合制度の趣旨に鑑み、国から関西広域連合への権限移譲を求める提案に関しては、具体的な支障事例が無くとも関係府省へ検討要請を行うとともに、地方分権改革有識者会議において議論すること。
- ② 「地方分権改革の総括と展望」(地方分権改革有識者会議 平成26年6月24日)において「国から都道府県に移譲する場合には、必要に応じ、広域連合など広域連携の仕組みを活用すべき」とされていることから、国から都道府県への事務・権限移譲の提案を検討するにあたり、当該権限が2以上の都道府県に跨がる場合は、広域連合への権限移譲を行うことについても併せて検討すること。

#### 4 提案募集方式にかかる手続の見直し

- ① 関係府省との調整対象外とされた提案であっても、現在の状況を踏まえて見直しを行うなど、地方行政に関する提案は幅広く関係府省との調整対象とすること。
- ② 「引き続き検討を行う」とされた地方の提案については、提案趣旨に沿って確実に検討を行い、その結果を速やかに地方に情報提供すること。
- ③ 関係府省の第2次回答において「提案内容と異なる措置」や「対応不可」とされた事案について、現在も提案団体から意見を提出することは可能であるが、関係府省に回答義務はないことから、当該意見提出についても公表を前提とする正規の手続に位置付け、最終的な見解を示すこと。
- ④ 過去の提案と類似している内容であっても、具体的な支障事例の提出があった場合は、地方が抱える喫緊の課題の解決を図るという観点から、関係府省へ再検討を要請すること。

### ＜地方分権改革の新たな推進手法の提案について＞

提案募集方式には、一定の成果は認められるが、同方式は、個別の事務について地方側が支障事例を示し、国へ制度改正を求めるものであるため、国と地方の役割分担を見直すような大胆な権限移譲には限界がある。地方分権改革の更なる推進のため、次の新たな仕組みを導入すること。

#### 1 国と地方の協議の場における分科会の設置

- ① 国と地方の役割分担を見直し、大括りの事務権限の移譲を実現するため、国と地方の協議の場に関する法律に基づき、「国から地方への権限移譲に係る分科会」を政策分野毎に設置すること。
- ② 国と地方の協議の場に関する法律に基づき、府県域を越える地域ブロック固有の行政課題を解決するための分科会を設置し、国と都道府県域を越える広域連携組織を含めた地方との役割分担等についても協議を行うこと。

#### 2 権限移譲に係る「実証実験制度」の創設

- ① 現在の提案募集方式では、「移譲可」「移譲不可」の回答しかなく、権限移譲が進まないことから、新たに「実証実験を経たうえで移譲の可否を判断する」という枠組を設けるとともに、実証実験を行った結果、移譲することに支障がない場合は、権限移譲を行うこと。
- ② なお、実証実験については、原則、提案団体において実施することとし、関西広域連合が提案した事務・権限については関西広域連合において実証実験を行うこと。ただし、都道府県や市町村が提案したものであっても、当該事務・権限が広域にわたり、都道府県単位での実証実験では適切な結果を得られないことが想定される場合には、提案団体と調整の上で、府県域を越える広域課題に積極的に取り組んでいる関西広域連合においても実証実験を実施すること。

#### 3 国と地方が共生して課題解決を「実証する仕組み」の導入

新しい国と地方の役割分担の形として、互いが協力し合い「共生」するため、今、地方が直面し、全国にも影響が及ぶ課題について、地域のフィールドで国と地方が連携し、課題の解決を「実証する仕組み」を導入すること。